

# 適正取引推進講習会

入場  
無料

**適正な下請取引**は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、**中小企業政策の重要な柱**となっており、**中小企業・小規模事業者**にとって**事業の根幹に関わる重要事項**です。  
正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

**企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！**

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

## 下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

## あなたの企業は大丈夫??

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！  
責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。  
正しい知識獲得を目指しましょう！

【講座 ①】 **下請代金支払遅延等防止法 「基礎」**

【講座 ②】 **今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の準備ポイントを教えます！**

**2017年 11月 8日 (水)**

- 会場／四国銀行本店6階 研修室
- 時間／ 13:00～16:00
- 講師 本件専門の弁護士（※現在調整中）
- 主催：中小企業庁（適正取引推進講習会事務局）  
<http://www.tekitori.org>
- 共催：四国銀行、高知商工会議所、  
高知県工業会、高知県産業振興センター

四国銀行 法人サポート部 あて  
**F A X 0 8 8 - 8 2 2 - 4 9 3 4**

●申込方法

受講ご希望の方は、「受講申込書」に必要事項をご記入の上、F A Xください。  
 ※先着20名様のご参加となります。お早目にお申込みください。

**適正取引推進講習会受講申込書**

開 催 日	タイムスケジュール	内 容
平成29年11月8日(水)	13:00~14:25	下請代金法(基礎)
	14:35~16:00	消費税転嫁対策特別措置法

会 社 名	ふりがな	
受 講 者	ふりがな	
部署・役職		
住 所	〒 -	
電 話 番 号	( )	-
F A X	( )	-
E - m a i l		@



■会場について

四国銀行本店6階 研修室

※駐車場台数には限りがございます。

できるだけバス・電車など公共交通機関をご利用ください。

■本講習会に関するお問合せ先

株式会社四国銀行法人サポート部

法人取引推進グループ

担当：今井、川崎

TEL：088-871-2046

FAX：088-822-4934

個人情報の保護について

本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内（パンフレット等の発送）および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。